平成２０年（フ）第８７６１号
大阪市大正区千島２丁目４番１―841号
破産者　志良堂　暁
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４５９号
大阪府枚方市菊丘町11番13号
破産者　佐藤　周造
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１４４号
大阪府大東市寺川２丁目３番21号
破産者　井手ノ上勝
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９３０号
大阪市生野区林寺２丁目10番３号
破産者　道須　公治
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８４１号
大阪府摂津市正雀４丁目11番23号
破産者　田井　靖英
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５５６号
大阪市住吉区我孫子２丁目３番３―501号
破産者　平岡　俊郎
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４３４号
大阪市西成区旭２丁目２番23号
破産者　太田美惠子こと　朴　美惠子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６８１号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目14番11号
山本文化
破産者　上出　次子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６８４号
堺市北区新金岡町４丁５番１―410号
破産者　佐比内啓輔
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９３号
大阪府寝屋川市豊野町25番１―801号
破産者　福西　眞司
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７０１号
大阪市淀川区十三本町３―５―８　アービング北大阪アルブレッサ803号室、住民票上の住所大阪市淀川区田川２丁目１番５―1202号
破産者　大杉　悦司
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００８号
兵庫県小野市敷地町1082番地の２
破産者　依藤　昭雄
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２号
兵庫県宝塚市川面２丁目４番15号　サンハイツ105号室、開始決定時の住所兵庫県西宮市生瀬東町41番３号
破産者　保富　次郎
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２５号
兵庫県尼崎市大庄中通１丁目96番地、前住所兵庫県尼崎市大庄中通１丁目72番地　303号
破産者　別府　明美（旧姓小泉）
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２４８号
神戸市中央区港島中町３丁目２ポートアイランド団地65号棟204、住民票上の住所兵庫県芦屋市茶屋之町11番11号、前住所神戸市東灘区青木５丁目８番７号
破産者　井藤　信哉
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５５号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目17番15号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目４番６号
破産者　三角工務店こと　池田　征一
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３１号
兵庫県西宮市今津巽町７番１―202号
破産者　實吉　　亮
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９１号
兵庫県西宮市上甲子園５丁目４番12号
破産者　ミスミ建設こと　金岡　国昭
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０３号
兵庫県西宮市甲陽園山王町１番36号、前住所兵庫県尼崎市田能４丁目11番44―104号
破産者　島村　修次
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係